

公共図書館における、電子図書館サービス導入の実態と課題、 新型コロナウイルス感染問題による図書館の意識の変化について

長谷川智信（（一社）電子出版制作・流通協議会）

概要

今日、あらゆるメディアにおいて、情報のデジタル化・ネットワーク化が進んでいる。図書館の主たる資料である、出版物においても、今日急速にデジタル化・ネットワーク化が進んでいる。また、海外特にアメリカの公立図書館や、日本の大学図書館でも「電子書籍貸出サービス」の普及は9割を超えて一般化している。

しかし、日本の公共図書館における、電子書籍貸出サービスの普及は2020年7月1日現在で100の自治体であり、図書館を持つ1,380自治体からみると導入率は7.2%である。

ここで、公共図書館における「電子書籍貸出サービス」をはじめとする電子情報の提供は、自治体の情報センターとして図書館の本来の役割から考えて重要になると考えられる。

また、2020年は新型コロナウイルス問題により、公共図書館においても「電子書籍貸出サービス」に対する意識の変化がみられる。

ここで、この論文では、（一社）電子出版制作・流通協議会が行った「電子図書館アンケート」の結果をもとに、電子図書館（電子書籍貸出サービス）の普及の現状、及び課題について示すものである。

キーワード：公共図書館、電子図書館、電子書籍貸出サービス、自治体情報発信、
教育の情報化、新型コロナ問題

1. はじめに

本研究の目的は海外や日本の大学と比較して日本の公共図書館に導入が進んでいない電子図書館サービス特に「電子書籍貸出サービス」の実態と課題を明らかにすることである。

一般社団法人電子出版制作・流通協議会（以下、電流協）では、2013年より毎年、公共図書館及び、大学図書館に対して、電子図書館サービスに関するアンケート調査を実施している。

このアンケート結果をもとに、公共図書館の電子図書館サービスについての現状と課題を示すものである。

なお、この論文において「調査報告」とは、電流協の電子図書館調査をまとめた「電子図書館・電子図書館サービス調査報告2019」¹をもとにして、結果データの記載の頁を示し、一部は2020年のアンケート結果の速報を、用いている。

また、この論文における「電子図書館」とは、「電子図書館サービス」のなかでも特に「電子書籍貸出サービス」として記載し、引用資料として文中において「電子図書館・電子書籍貸出サービス調査報告2019」を「調査報告書」として示す。また、アンケートは「各自治体の図書館」に対して送付し、自治体の図書館関係者より回答を得ているものである。

2. 公共図書館の役割と、自治体、利用者との関係について

自治体の設置する公共図書館の役割は「図書館法（昭和25年4月30日法律第118号）」に規定されているように「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする」（2条1項）ことである。

ここで、今日急速に進む情報のデジタル化においては、「図書や資料等」については、デジタル情報として利用者に対してはインターネットを通じてスマートフォンやパソコン、タブレットといった情報端末を通じて提供されるものが増えている。図書に該当する書籍や雑誌といった出版物だけでなく、自治体や行政が発表する資料や情報、国立国会図書館の資料、また、急速に進むことが考えられ自治体が担う役割が大きい教育の情報化において、自治体が管理運営する公共図書館が「デジタル化資料」の提供やデジタル資料の所在の提供を率先して利活用を進め、図書館利用者である住民や小中学校の生徒の教育に対して自治体の教育委員会を主体としてサポートしなければならないと言える。

3. 情報のデジタル化と電子図書館の普及

日本の公共図書館における「電子図書館（電子書籍貸出サービス）」の導入図書館数は、2020年7月1日現在で100自治体（97図書館（一部複数自治体の共同運営））であり、公共図書館がある自治体数（1,380自治体）からみると、7.2%である（電流協ホームページ公表資料ⁱⁱ⁾）。

米国等では公共図書館では、9割以上の図書館において電子図書館の導入が進んでおりⁱⁱⁱ⁾、また、日本の大学図書館においても「図表1」に示すように、調査回答した大学において電子書籍貸出サービスの導入が97%と、電子書籍提供は電子ジャーナルサービスや、データベース提供サービスとともに必須のサービスとなっている。

■ 図表1 大学図書館における「電子図書館サービスの導入」（「調査報告」37P）

▼質問（複数回答あり）	回答数		総合		文		理		医	
		/147		/79		/44		/19		/5
(1) 電子書籍貸出サービス	142	97%	79	100%	39	89%	19	100%	5	100%
(2) 電子ジャーナルサービス	141	96%	78	99%	40	91%	18	95%	5	100%
(3) 国立国会図書館デジタル化資料送信サービス	111	76%	70	89%	33	75%	5	26%	3	60%
(4) データベース提供サービス	147	100%	79	100%	44	100%	19	100%	5	100%
(5) 学術機関リポジトリ	141	96%	76	96%	42	95%	18	95%	5	100%
(6) ディスカバリーサービス	64	44%	38	48%	13	30%	11	58%	2	40%
(7) デジタルアーカイブ	70	48%	47	59%	15	34%	8	42%	0	0%
(8) 音楽・音声情報配信サービス	21	14%	12	15%	8	18%	0	0%	1	20%
(9) その他（記載）	3	2%	1	1%	0	0%	2	11%	0	0%
合計	147		480		234		100		26	

4. 電子書籍等電子情報の利点と図書館提供者の期待

インターネットによる電子書籍の提供は、紙の書籍では実現できない利点が多い。

電子図書館サービスの中で、この研究で取り上げる電子書籍貸出サービスのメリットとしては、場所や時間にとらわれずに、インターネットを通じて電子書籍の検索・貸出・返却・閲覧

が可能であるため、特に時間や場所等の問題で図書館に来館できない、非来館者サービスを提供できることが挙げられ、また後述するように音声再生可能な電子書籍貸出サービスもあるので、文字を読むことが困難な人でも読書ができるという点もある。一方で、前述のように「電子書籍貸出サービス」を導入する自治体は全体の1割に満たず、少ないといえる。

また、電子書籍貸出サービスを導入することによって得られる図書館側のメリットとしても、蔵書保管の省力化・省スペース化や、職員による貸出・予約・督促業務は必要なく、返却期限が過ぎた電子書籍は自動で返却されることがあげられ、大学図書館においては、書架を取り除いて、資料の電子化を図り、新たにコミュニケーションスペースを作るケースが多い。

電流協の電子図書館調査でも、「電子書籍貸出サービス」について「利用者メリット」（図表2）、「図書館運営者」（図表3）メリットがあげられている。

■ 図表2 図書館利用者にとって「電子書籍貸出サービス」でメリットとなる機能（「調査報告書」19P）

▼質問（複数回答あり）	回答数	/420
(1) 図書館に来館しなくても電子書籍が借りられる機能	338	80.5%
(2) 文字の音声読み上げ、オーディオブック機能	335	79.8%
(3) 外国語朗読データ（オーディオブック等）による学習支援機能（外国語学習者等への対応）	136	32.4%
(4) 文字拡大機能	320	76.2%
(5) 外国語電子書籍の提供	92	21.9%
(6) 文字と地の色の反転機能（読書障害等への対応）	255	60.7%
(7) マルチメディア機能（映像や音声、文字などのリッチコンテンツ提供）	167	39.8%
(8) 電子書籍の紙出力による提供機能（コンテンツのプリントアウト）	45	10.7%
(9) 必要な情報発見の検索機能（コンテンツ全文検索等）	188	44.8%
(10) その他（記載）	8	1.9%
無回答	12	2.9%
合計	1,896	

■ 図表3 図書館運営管理者にとって「電子書籍貸出サービス」でメリットとなる機能（「調査報告書」19P）

▼質問（複数回答あり）	回答数	/420
(1) 貸出・返却・予約業務の自動化	225	53.6%
(2) 図書館サービスのアクセシビリティ対応（障害者差別解消法、読書バリアフリー法等への対応）	336	80.0%
(3) 書架スペース問題の解消	224	53.3%
(4) 汚破損・紛失の回避	252	60.0%
(6) その他（記載）	24	5.7%
無回答	13	3.1%
合計	1,074	

5. 電子書籍貸出サービス導入における課題

電子図書館サービスアンケートでは、電子図書館サービスのうち最も注目している「電子図書館サービス」のうち「電子書籍貸出サービス」の導入の課題について、どのような課題・懸念事項について調査を行った。

ここで、調査では、すでに電子書籍貸出サービスを導入した図書館と、未導入の図書館について回答の集計を行った（図表4）。

■ 図表4 電子書籍貸出サービスについての懸念事項（導入館と未導入館の比較）
（「調査報告書」20P）

質問（複数回答あり）	導入済 回答数	/43	未導入館 回答数	/377
(1) 電子図書館導入予算の確保	21	48.8%	343	91.0%
(2) 担当部署、担当者の問題	5	11.6%	103	27.3%
(3) 図書館利用者からのニーズ	20	46.5%	158	41.9%
(4) 電子書籍貸出サービスの導入に対する、費用対効果	24	55.8%	263	69.8%
(5) 電子書籍貸出サービスで提供されるコンテンツ	39	90.7%	224	59.4%
(6) 電子書籍貸出サービスのサービスが途中で中止されること	16	37.2%	181	48.0%
(7) 図書館の電子資料を他の図書館へ貸出すための方法や基準	1	2.3%	79	21.0%
(8) 電子書籍貸出サービスを実施するための十分な知識がない	6	14.0%	185	49.1%
(9) 電子書籍貸出サービスを選択する基準や方法がわからない	0	0.0%	124	32.9%
(10) 利用者に対する電子書籍貸出サービスの説明	9	20.9%	72	19.1%
(11) その他〔記載〕	4	9.3%	13	3.4%
合計	145		1,745	

結果をみると、未導入館では「(1)予算の確保」(91.0%)が最も多く、次に「(4)導入の費用対効果」(69.8%)、「(5)提供される電子書籍コンテンツ(59.4%)、となっている。

一方、導入済みの図書館だと、「提供される電子書籍コンテンツ」(90.7%)、「(4)費用対効果」(55.8%)、「(1)予算の確保」(48.8%)となっている。

ここで、コンテンツの懸念についての懸念（課題）を聞いたところ、電子書籍貸出サービスのコンテンツについて懸念していることで最も多かったのは、導入館（38館）では、「提供されているコンテンツが少ない」（86.3%）、と「新刊のコンテンツが提供されにくい」（86.3%）が同数で、次に「コンテンツの価格」（76.3%）であった（図表5）。

一方、未導入館（224館）では、「提供されているコンテンツが少ない」（43.2%）が最も多く、次に「コンテンツの価格」（41.1%）、「新刊のコンテンツが提供されにくい」（33.1%）、「コンテンツ購入費用の会計処理の基準」（21.3%）、「コンテンツを閲覧するビューアが自由に選べない」（20.8%）、「コンテンツの規格がわかりにくい」（18.1%）であった（図表5）。

■ 図表5 電子書籍貸出サービス「コンテンツ（電子書籍）」についての懸念事項
（「調査報告書」21P）

質問（複数回答あり）	導入館 回答数	/38	未導入 館回答 数	/224
(1) 提供されている電子書籍コンテンツのタイトル数が少ない	33	86.8%	167	74.6%
(2) 新刊のコンテンツが提供されにくい	33	86.8%	131	58.5%
(3) コンテンツの規格がわかりにくい	3	7.9%	74	33.0%
(4) コンテンツの価格	29	76.3%	159	71.0%
(5) コンテンツ購入（提供）費用の会計処理の基準	1	2.6%	80	35.7%

(6) コンテンツを閲覧するビューアが自由に選べない	8	21.1%	83	37.1%
(7) その他〔記載〕	2	5.3%	10	4.5%
無回答	0	0.0%	8	3.6%
合計	109		712	

コンテンツのタイトル数に対する懸念はアンケートを開始した 2013 年から継続して懸念事項となっているが、2019 年の事業者アンケートの提供数（和書）をみると、延べ合計で 24 万、最も多く提供している図書館流通センターの場合 74,000 タイトルを提供している。

■ 図表 6 事業者別提供コンテンツ数（和書）（単位：タイトル）（「調査報告書」52P）

事業者	2017 年 調査数	2018 年 調査数	2019 年 調査数	前年 増減
図書館流通センター	46,000	60,000	74,000	+14,000
メディアドゥ	16,000	22,000	31,000	+9,000
丸善雄松堂	42,000	60,000	60,000	±0
紀伊國屋書店		12,000	20,000	+8,000
日本電子図書館サービス	25,000	40,000	52,000	+12,000
学研プラス	80	80	80	±0
EBSCO Japan		3,000	3,000	±0
合計	129,080	197,080	240,080	+43,000

※各社の申告数値を集計（一部重複あり）パブリックドメインコンテンツ（青空文庫等）を除いた数値

このように、電子書籍貸出サービスを通じて、公共図書館に提供される電子書籍コンテンツ数は年々増加している。

また、提供される電子書籍コンテンツは「ライセンス」として業者サーバから利用のリクエストに応じて提供されるクラウドサービスがほとんどであり、紙の資料のように図書館が所有（蔵書）して貸出す形態とは異なる。

6. 電子書籍による、図書館の「読書バリアフリー法」対応

2019 年 6 月 28 日、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下、読書バリアフリー法）が公布、施行された。

読書バリアフリー法は第 1 条において、障害の有無にかかわらず全ての国民が文字・活字文化の恵沢を享受できる社会の実現に寄与することを目的とするとしており、内容の大半は出版社や図書館に関するものであり、国や地方公共団体などが講ずる施策の対象として、出版社や図書館に関連する事項が定められているものと言える（「調査報告書」107 頁）。

この、読書バリアフリー法対応における、電子書籍の果たせる役割を考えると、視覚に障害を持つ人に対する、電子書籍の音声提供があげられる。例えば、音声文字情報を機械的に音声化する技術（TTS 技術：テキスト ツー スピーチ）技術や、文字音声データでの提供（リードアローング、オーディオブック、デイジー図書）などがあげられる。

TTS 技術は、多くの公共図書館提供「電子書籍貸出サービス」のビューワーにて提供されてお

り、また、2020年からは、オーディオブックの貸出サービスも公共図書館で提供されている。

既存の障害者向け、電子書籍提供サービスである「デージー図書提供サービス」等とともに、読書バリアフリー法の趣旨を多くの自治体の実現するために、これらの音声電子書籍は、もちろん障害者に対しても大いに有効であり、電子書籍サービスの拡大は自治体の障害者向けサービスの拡充としても有効なものといえる。

7. 教育の情報化と図書館、公共図書館及び学校図書館の連携した役割について

今日教育上で急速に推進される教育の情報化においても「電子図書館」は重要な位置づけがあると考えられる。特に、現在の年少者は、紙の本と電子書籍を区別せずに読書を行うことがあげられ、「子供の読書推進」を考える場合、電子書籍をより活用することが今後重要になると考えられる。

今後数年で、全学校に教育の情報化のインフラとして、教育用の電子端末と電子端末を利用できる通信環境が整えられる。

教育の情報化の目的はあくまで、「子供の力を最大限に引き出す学び」の実現であり、端末の普及が目的ではない。ここで、この学びを実現するために重要になるのが、教え方・学び方であり、それをささえるのは、学びに必要な「良質なコンテンツ」の提供と利活用である。

情報社会における「良質なコンテンツ」は、一つはデジタル教科書であるが、教材についても今後は多くはデジタルコンテンツとして提供されると考えられる。このデジタルコンテンツで注目されるのが「電子書籍・電子資料」であり、提供する仕組みとしての電子図書館や電子書籍・電子資料の利用も重要な意義があると考えられる。

8. 公共図書館のこれからのありかた「紙と電子、電子情報リソース、自治体の住民へのサービスについて考える」

電子図書館サービスは、デジタル化が進む今日、自治体にとって有効な面がある一方で、公共図書館に導入するには、現状では大きな課題があるといえる。

そこで、その課題を超えて導入を推進するために、先行して電子図書館サービスを導入した自治体の有効面を知ることが必要であると考え。また、認知促進と具体的な導入にむけた施策を以下いかあげてみたい。

- ・自治体特に、首長（知事、市町村長）の認知促進（有効な事例や、読書バリアフリーの推進等の自治体施策への導入、自治体における教育情報化推進）
- ・自治体内の教育委員会の認識、学校側の組織（教育の情報化・学校図書館）と、公共図書館側の課題・目的の共有と連携
- ・行政（文部科学省・総務省等）の認識と支援
- ・自治体の図書館担当者（公共図書館・学校図書館・教育委員会担当者等）のデジタル知識、デジタル化資料（電子書籍等）の役割の積極的な位置づけの検討
- ・導入前後の電子図書館サービスの継続的な住民への認知促進・利用方法説明の推進
- ・自治体における読書バリアフリー法施策の検討
- ・周辺自治体等との連携による導入の検討

ここにあげた課題と対策の施策以外にも取り組むべき点は多い。しかし、情報のデジタル化が進み、公共図書館がデジタル化・ネットワーク化に取り組めないとすると、いよいよ自治体の情報センターとしての役割が果たせず、多くの住民からの支持が得られない形となることが懸念される。

9. 公共図書館の新型コロナウイルス問題における、電子書籍サービスへの意識変化

2020年2月に始まる、新型コロナウイルス感染症問題は2020年に予定されていた東京オリンピックが延期となるなど世界的な大きな問題となった。日本では、2020年4月7日の7都府県における「緊急事態宣言」発令で、公共図書館でも多くが1か月以上の建物の閉館が行われ、あらゆる社会活動に影響を与えるとともに、これからの図書館のサービスの在り方を再検討する事態となっている。

電流協では、例年通り6月から公共図書館に対して「電子図書館アンケート」を実施し、今年は特に新型コロナウイルス問題に関する項目についても聞き、結果から、比較できるこれまでのアンケート結果（2014年～2019年）とともに変更がみられた部分を一部以下説明する。

(1) 「電子書籍貸出サービス導入予定なし」が減少

特に、大きな変化があったのは、「電子図書館（電子書籍貸出サービス）の導入予定がない」とする、消極的な意見の回答である（図表7）

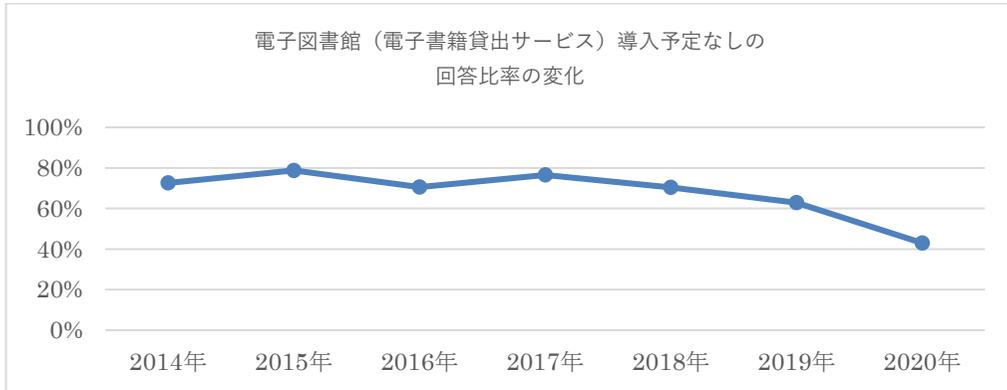
この結果でみられるように、2019年までは、6割以上の図書館が「電子書籍貸出サービスの導入予定がない」として導入に消極的であったが、今回2020年の結果をみると導入予定なしが43%となり、前年よりも20%の低下となった。

アンケート実施時期がコロナ問題時期であることも大きいですが、図書館が閉館して資料の貸出提供や図書館施設の閉鎖によって、電子書籍貸出サービスを検討せざるを得ないと考えた図書館が増加したものと考えられる。

■図表7 【質問】電子書籍サービスへの取組状況について、「電子図書館（電子書籍貸出サービス）」導入の予定がない、の回答数の推移

年	電子図書館（電子書籍貸出サービス）導入予定なし、回答比率の変化		回答全体数 (n)	予定なし回答数
	比率	前年比		
2014年	73%		743	539
2015年	79%	6%	730	575
2016年	71%	-8%	466	329
2017年	76%	6%	425	325
2018年	70%	-6%	509	358
2019年	63%	-7%	420	264
2020年	43%	-20%	477	205

出典 「電子図書館・電子書籍貸出サービス調査報告書 2014年～2019年」、2020年は電流協「電子図書館アンケート速報」



(2) 「電子書籍貸出サービス導入希望」は大きな変化なし

「導入予定なし」が大きく減少する一方で、積極的に「電子書籍サービスの導入を希望する」という、回答結果の遷移をみると（図表8）、昨年よりも12%の減少で、2016年以降の推移でみても、増加の傾向はみられない。

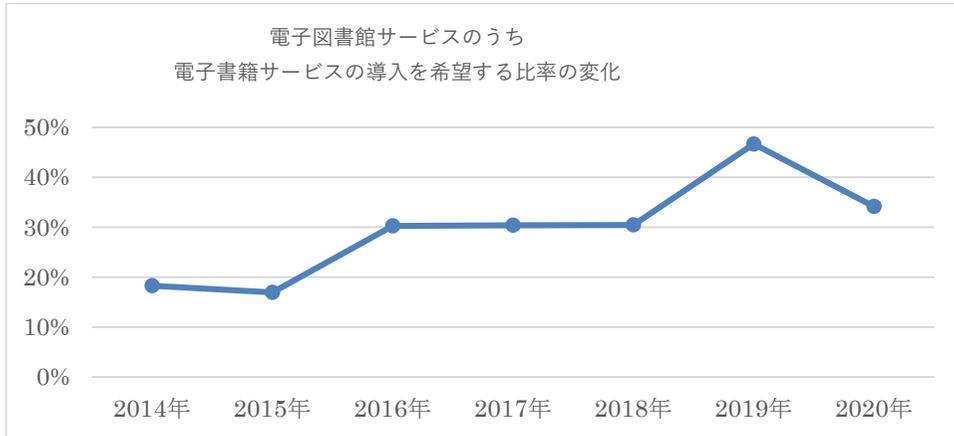
昨年場合は特に「読書バリアフリー法対応」問題があったことから、導入希望が16%伸びたが、今年は、読書バリアフリー法対応や新型コロナウイルス問題があっても、導入希望意欲による意識の増加がみられず、前年比で12%のマイナスとなった。

これは、従来から導入希望する図書館は、すでに導入し始めている、ことも考えられるが、図書館において電子書籍貸出サービスを積極的に導入するは、行政特に文部科学省等における方針がみられないことや、予算・担当者・告知等の手続き的問題があることなどから、自治体の公共図書館の現場から積極的に図書館側から導入することを主張するまでにはなっていない、と考えられる。

■図表8 【質問】電【質問】電子図書館サービスとして提供を検討しているサービスについて「電子書籍貸出サービスの導入希望の意向」の推移

年	電子図書館（電子書籍貸出サービス）導入検討している、回答比率の変化		全体数 (n)	予定なし回答数
	比率	前年比		
2014年	18%		743	136
2015年	17%	-1%	791	134
2016年	30%	13%	466	141
2017年	30%	0%	451	137
2018年	30%	0%	509	155
2019年	47%	16%	420	196
2020年	34%	-12%	477	163

出典 「電子図書館・電子書籍貸出サービス調査報告書 2014年～2019年」、2020年は電流協 電子図書館アンケート速報



10. 電子書籍貸出サービスの優位性について

公共図書館が必要とされる主たる役割である「信頼に足る情報を提供する」点から、電子書籍貸出サービスの優位な点を一部示す。

(1) 行政のデジタル化関連情報の提供

図書館においては、利用者が必要とする信頼に足る資料（最新の正確な情報）の提供が大きな役割である。

ここで、電子書籍が提供する資料（情報）が、紙の資料にくらべて大きな優位を持つ例を考えてみたい。

一つは、自治体においてもデジタル化が進む今日、大きな課題は、住民が持つデジタル機器に関する利用方法や、デジタル機器の操作方法の提供である。

いわゆる「デジタルデバインド」問題として、デジタル機器を使うための基礎知識がないことや、デジタルサービスの悪用があり、これらは従来の情報機器や情報サービスにくらべて変化が速いことから、「紙の資料（本、説明書）」においても、数年で陳腐化するケースが多い。最新の情報だけでなく、利用者が持つ機器に合わせた情報提供が必要なケースもあり、この点では「電子書籍」による最新の情報を含めた情報提供が優位であり、迅速な対応が可能である。

(2) 法律改正・制度改正の提供

2020年4月1日から、改正された民法が施行された。これによって、改正法対応されていない旧民法で作られた本は、ほとんどが使えない部分が多くなったことになる。

民法は特に一般社会生活に大きな影響を与える面が多く、旧法の説明の本（特に紙の本）は、利用価値が減少し、場合によっては利用者の混乱や手続きが正しくなされないことが考えられる。

法改正は民法に限らず、近年は多くの法律が頻繁に法律の改正・施行、また、会計制度についても多くが変更されている。よって、正確な情報を提供すべき「図書館」の役割として、旧法・旧制度の本を提供することは問題であるといえる。

ここで、このような「法（条例等含む）改正・制度変更」に関する、資料（本）については、最新の正確な情報の提供を「電子書籍」に、役割を担わせることが考えられる。

(3) 学校教育資料・生涯学習資料提供

2019年において、文部行政において最も大きな話題は「教育の情報化」が大きく推進したことである。2019年においては、教育の情報化対応として2600億円の補正予算が決定した。この予算の主な用途は学校（小中高等学校）向けの情報端末や情報環境整備であるが、教育の情報化においては、教育で利用されるデジタルコンテンツや、利用者自身が発信するコンテンツの利活用が重要になる。特に、Web上のコンテンツは根拠が不正確な引用できないようなコンテンツが多数あり、その点では、出版物として出版社や著者が明確である書籍の一つである「電子書籍」の担う役割は大きく、引用（参考）できるコンテンツの提供が図書館において行われることが必要であると考えられる。

11. 最後に、紙の本と電子書籍の役割と補完関係について

最後に、電子書籍の役割と本の役割との違い、補完関係について述べたいと思う。

紙の本を読書とする考え方からすると、電子書籍を「読む」ことは読書かどうかの問題がある。

法律にのっとった「読書推進」動の場合、「読書」はこれまで当たり前のように「紙の本」で読むこととされてきたため、急速に浸透しつつある電子書籍を読むことは読書とは認められていないケースがある。

また、このことが、公的に電子書籍貸出サービス導入が進まないという、障害になっていると考えられる。

確かに、読書はこれまで、紙の本で行う行為であり、そのコンテンツは主に「物語や小説」が対象であった。

一方、電子書籍が本格的に普及したのは2010年からであり、電子書籍コンテンツは「コミック」が多いことや、電子書籍の特徴は、書籍全体を読むよりも、書籍の必要な部分のみ読むことも多く「読書」の対象として疑義があるとされている。

しかし、ここで、まず電子書籍の役割としてはまず、読書というよりも、変化が激しいICTの機器等の最新情報を提供することや、法律の改正などの正確な情報を提供するということがあり、その分野については電子書籍貸出サービスを用いるというのは理にかなっているといえる。

よって、提供するコンテンツの役割やコンテンツの利用目的から考えて、紙の本と電子書籍の役割は区分し補完しあうことで図書館において提供することが考えられる。

この度のコロナ問題時期においては、図書館は閉館を余儀なくされ、図書館が紙の本を提供することが困難になった。この場合、電子書籍で図書館の役割を補完するということもできる。

このように、電子書籍は紙の本を完全に置き換えるというよりも、紙の本と機能的特徴やコンテンツの役割などを鑑みてそれぞれの特徴とする部分を生かして補完しあうことで、図書館としての本来の使命を果たすことが必要だと考える。

-
- i 「電子図書館・電子図書館・電子書籍貸出サービス調査報告 2019」2019/11/20、植村八潮・野口武悟、電子出版制作・流通協議会編著
- ii 電子出版制作・流通協議会ホームページ、電子図書館(電子貸出サービス)実施図書館(2020年01月01日)
https://aeb.or.jp/Electronic_library_introduction_record.html(2020年4月4日閲覧)
- iii ライブラリー・ジャーナル, Survey of Ebook Usage in U.S. Public Libraries, September 2015,
p.5https://s3.amazonaws.com/WebVault/ebooks/LJSLJ_EbookUsage_PublicLibraries_2015.pdf